

香川県条例第44号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～220 略				1～220 略			
221及び222 削除				221 削除			
				222 歯科技工士国 家試験合格証明書 交付手数料		1件	3,000円
223～481 略				223～481 略			
482 採石法第32条 の4第1項第6号 ロの業務管理者認 定申請手数料	略			482 採石法第32条 の4第1項第5号 ロの業務管理者認 定申請手数料		1件	6,700円
483～598 略				483～598 略			
備考 略				備考 略			

附 則

この条例中別表第1 第2表 手数料の部482の項の改正規定は平成27年12月26日から、同表 手数料の部221の項及び222の項の改正規定は平成28年3月1日から施行する。